

「千葉県全域汚水適正処理構想（案）」に対する意見と県の考え方

県土整備部都市整備局下水道課
 環境生活部水質保全課
 環境生活部循環型社会推進課
 農林水産部農地・農村振興課
 農林水産部水産局漁港課

- 1 パブリックコメント実施期間 令和5年11月14日(火)～12月13日(水)
- 2 意見提出者数（意見の延べ件数） 3人（6件）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

御意見の概要	県の考え方
<p>合併処理浄化槽の維持管理には結構費用がかかります。下水道を利用する場合と比べて負担が大きいのと思いますので、補助があれば助かります。</p>	<p>現在、県として維持管理費用に対する補助は行っていませんが、いただいたご意見については、今後の補助制度の検討の際に参考とさせていただきます。</p>
<p>市街化調整区域では、昔から自宅の敷地内に穴を掘り、そこに生活排水を流し込んでいる家があります。条例などで禁止にすることはできないでしょうか。</p>	<p>千葉県環境保全条例第35条では、「県民は公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃棄食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うように心がけるとともに、県又は市町村による生活排水対策の実施に協力しなければならない」とされています。</p> <p>県では、し尿のみを処理し、生活雑排水は処理せずに放流する単独処理浄化槽等から、し尿と生活雑排水の両方を処理できる合併処理浄化槽への転換について、補助金を交付するなど整備促進を行っているところです。</p>

<p>千葉県全県域污水適正処理構想を如何に活かすか。県民への情報提供と学習の機会を設けることが不可欠であると思います。</p>	<p>千葉県全県域污水適正処理構想は、令和31年度には全県民が適正な污水処理が行えるよう、県、市町村、県民の役割を明確にしたものです。</p> <p>県民の皆様には、合併処理浄化槽への転換や台所に油を流さないでほしいというお願い等を記載した内容となっており、ホームページ等で広く周知を図ってまいります。</p>
<p>千葉県全県域污水適正処理構想を推進するため、浄化槽の維持管理に関する啓発を目的とした「浄化槽啓発講習会」の再開をお願いします。</p> <p>また、「浄化槽啓発講習会」の開催にあたっては、講習内容にSDGsの行動を取り込むようお願いします。</p>	<p>県では、浄化槽の維持管理に関する県民の意識向上について広く啓発することが重要と考えており、法定検査についてのラジオCMの放送や、管理者の義務である法定検査・保守点検・清掃、及び日頃の使用方法について記載したリーフレットの配布等を行っているところです。</p>
<p>県民一人ひとりへ排水を浄化しないと環境破壊へのリスクが高まることを意識させることが大事であり、本文へリスクに関する資料・データ等を追記できないか。</p>	<p>千葉県全県域污水適正処理構想は、全県民が適正な污水処理が行えるよう最適な污水処理の整備手法を定めるものであり、環境破壊へのリスクに関するデータ等については、本編への掲載はしていません。</p> <p>なお、本編8ページには、河川・湖沼・海域の環境基準の達成率について記載しており、詳細な水質データについては、千葉県環境白書に掲載されています。</p>
<p>今後は広域の污水処理場などに集約するために全域を配管で繋ぎ大規模化するのではなく、単独個別浄化槽に切り替えるなど見直すことで、頭打ちの普及率を向上させることが喫緊の解決策になると考えるので意見を提出します。</p>	<p>千葉県全県域污水適正処理構想は、全県民が適正な污水処理が行えるよう最適な污水処理の整備手法を定めるもので、本構想（案）は現在の整備状況を踏まえ目標年次を令和31年度として集合処理と個別処理の整備区域を見直しています。</p> <p>なお、本構想（案）に基づき適切な手法による整備を進め、污水処理人口普及率を向上させてまいります。</p>